

# 浜松市における協働に関する一考察

A Study on the Cooperation in Hamamatsu City

伊藤 慎式

## 要 約

2000年4月の地方分権一括法施行後20年が経過し、地方自治体を取り巻く環境の変化とそれに伴う「市民参加・協働」の推進を掲げる条例が多く制定されている。これらの条例には、自治基本条例、市民参加条例、NPO支援条例、協働推進条例等が含まれそれらの条例の内容や制度の仕組みは、多種多様なものがある。

今日の自治体になるまでの歴史的経緯や地理的条件、人口規模、地域課題などを考慮すると、その実態に沿った形で協働の仕組みが作られ運用される必要がある。実際、ここ20年の間の協働の条例化に伴い、都道府県から市町村に至るまで様々な協働の仕組みが構築され運用されている。このような中で、本稿では、政令指定都市である浜松市を事例として浜松市の協働の理念、浜松市市民協働センター、浜松市協働センターの制度と運用について説明を行い、最後にまとめと今後の課題についてふれている。

**キーワード：**NPO 協働条例 協働センター 浜松市 政令指定都市

## 1. はじめに

特定非営利活動促進法（NPO法）の施行、地方分権一括法が施行されてから20年以上が経過し、その間にNPOの数は、膨れ上がり、その数は5万を超えている（51042：認証NPO数2020年10月時点）。その間に理念としての協働から実践としての協働へと移行し、多種多様な協働が展開されている。後述するが、我が国において協働についての研究は、少なくなく、研究者、実務家、NPO関係者、国、自治体によって調査研究が行われている。研究が行われた当初は、概念や理念についての検討が多くを占めていたが、今日では、小田切（2014）の研究に代表されるように、協働に関する実証的な研究も現れている。このような中で、本稿では、協働についての概念について簡単に概観した上で、浜松市の協働がどのように行われているかについてその理念・制度と運用について説明をし、今後の課題について触れる。

## 2. 協働の定義と理念

我が国の協働は、研究者、NPO及びNPO関係者、自治体と様々な立場から定義が論じられているが以下順にみていきたい。

わが国の協働論は、実務より学会が先行して議論を行ってきた。協働の概念の先行

研究として度々引用され、1990年代の地方分権改革から2000年の地方分権一括法施行後の協働論を支えたのは、荒木昭次郎の協働論である。荒木は、ヴィンセント・オストロムのコ・プロダクション（co-production）概念を援用し、自ら協働を「地域住民と自治体職員とが、心を合わせて、助け合って、地域住民の福祉の向上に有用である自治体政府が住民の意思に基づいて判断した公共的性質をもつ財やサービスを生産し、供給していく活動体系である」（荒木 1990：297）と述べている。

日本NPOセンターは、協働とは、「異種・異質の組織」が、「共通の社会的な目的」を果たすために、「それぞれのリソース（資源や特性）」を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して共に働くこと」（日本NPOセンターホームページ）、と定義している。

特定非営利活動法人NPO研修・情報センターの代表理事を務め、実践活動を行っている世古一穂は、「協働とは、行政とNPO、企業とNPO、NPOとNPO、政府と自治体、自治体と自治体、企業と企業など、異なる主体が相互に理解し、違いを認めあつた上で共通の目標を設定し、対等の立場で目標の達成にむけての課題を出し合い、解決の方策を考え、知恵と力を出し合い、1たす1が3になるようなダイナミズムと成果を生み出す関係性のこと」（世古 2001：47）と述べている。

全国で最初に「協働」を条例に盛り込んだ自治体として度々取り上げられる箕面市市民参加条例において「協働」とは、市と市民がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいう（箕面市市民参加条例第2条2（1997年（平成9年）））。

以上の協働を肯定的に捉えるなら、これまでの参加から一步進んで、行政と地域住民ないし団体が異なる立場を認め、それぞれが果たすべき役割と責任を自覚した上で対等な関係かつ、共に協力して公共サービスを生産し、供給することと理解できよう。

地方公務員経験もある森啓（2002年当時：北海学園大学教授）は、頻繁に自治体で使われ始めた協働について、単に今までの行政への参加を協働と言い直すだけの協働について問題提起をした上で、行政と地域住民との新しい関係が協働であるとする。この新しい関係とは、双方に自己革新があつての関係のことを指し、新しい政策課題に立ち向かう時に起こる障害（壁）を乗り越えるために自己変革が求められるというものである。その時の自己変革は、行政又は地域住民いずれか一方の自己変革では不十分で、両者が自己変革して初めて協働が成り立つという（森 2002：59-61）。

以上みてきたように、例え協働について肯定的な立場に立ったとしてもその概念を定式化することは容易ではないのがわかる。本稿では協働の理念や定義にはこれ以上

踏み込みます、既に行われている協働の「制度と運用」について協働の整備状況、浜松市の協働の順にみていきたい。

### 3. 協働の整備

#### 3.1 都道府県

都道府県レベルでは、2001年4月に宮城県で制定された「NPOの推進事業発注ガイドライン」（行政とNPOの協働マニュアル：2005年3月制定）を皮切りに、「新潟県NPOの活動環境整備に関する指針」（2001年7月制定）、大阪府の「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」（2001年9月）と続く。2008年3月には、すべての都道府県において協働に関する指針又は協働に関するマニュアルの何れかが設けられている<sup>1</sup>。わが国では、いずれの都道府県においても、NPO法が1998年に制定された後に、協働に関する指針及びマニュアルが策定されているということがわかる。

#### 3.2 市町村

一方、市町村においては、NPO法制定（1998年）より1年前に制定した箕面市民参加条例（1997年）の中に協働の定義が盛り込まれているように、都道府県よりも先行して協働条例が制定されていることがわかる。現在の協働条例の制定状況についてみてみると、条例の中に協働という用語が盛り込まれているのは、528自治体ある<sup>2</sup>。この中には、条例の名称及び条文の中に協働が含まれている条例と市民参加条例や自治基本条例といったように、条例の名称に協働が含まれていないが、条文の中に協働の用語が含まれているものがある。その割合は、全国の1724（2020年12月21日時点）ある市町村の約3分の1（30.6%）を占めている。更に上記の協働条例の中で協働事業提案有りと条件検索をすると、151自治体がヒットした。協働事業提案有の条例の全国の市町村数に対する割合は、8.7%と低いことがわかる。本稿では、協働事業提案の有無についての検討は行わないが、我が国において協働条例がここ20年の間に着実に増えていることがわかる。次章では、浜松市の概要と協働についてみていきたい。

### 4. 浜松市の協働

#### 4.1 浜松市の概要

1911年（明治42年）に誕生した浜松市は、大正、昭和、平成と合併を繰り返している。2005年（平成17年）には、いわゆる平成の大合併により、天竜川・浜名湖地域12市町村を旧浜松市が吸収合併し、新浜松市となり人口は、804032人になり、合併前の2004年の599388人から約20万人増と大幅に増加している。人口が増えたことを受け2007年（平成19年）に政令指定都市となっている（2007年時点の人口：

810646人）。

令和2年現在の浜松市の人口は、800117人（うち外国人住民25475人）（令和2年12月1日現在）である（全国の政令指定都市では、16番目の人囗数）。浜松市の現在の行政区は、天竜区、浜北区、中区、東区、西区、南区、北区の7区である。区の人口は、それぞれ、中区（236951人）、東区（130488人）、西区（109443人）、南区（102463人）、北区（93348人）浜北区（99974人）天竜区（27450人）となっている。

浜松市の面積は、1558.06km<sup>2</sup>となっており、全国の市区町村で、岐阜県高山市（2177.6km<sup>2</sup>）に次ぐ2番目の広さである。合併により面積が拡大した浜松市は、豊かな自然に恵まれ、北は赤石山系、東は天竜川、南は遠州灘、西は浜名湖と四方を異なる自然環境に囲まれ、数々の景勝地を生み出している（浜松市HPより）。

## 4.2 浜松市の協働

浜松市の協働は、①浜松市協働推進条例、②浜松市市民活動基本指針、③浜松市市民協働センター条例、④浜松市協働センター条例の制定によって制度化されている。

### 4.2.1 条例制定の経緯

浜松市協働推進条例は、平成14年2月に行われた浜松市市民活動談話会からの提言に基づき、「浜松市市民活動基本指針～市民との協働によるまちづくりを目指して～」を策定したことに端を発する。市民活動基本指針をより実効力のあるものにするべく、市民協働の推進に焦点を絞り、平成14年4月23日に第1回府内連絡会、翌日の4月24日には、第1回検討会議を開催し、委員長及び副委員長の選任、会議の進め方、条例についての勉強会を行い、本格的な検討が始まる<sup>3</sup>。5月15日には、ワーキング①を行い、条例化についての確認、主要項目についての検討を行い、7月29日に作成された条例骨子案の策定にまでに、ワーキング7回、委員会検討会議を5回行っている。条例骨子案の作成後は、条例骨子案に対する意見募集（8月8日～8月30日）、を経て、市民意見募集結果の公表（9月3日）、市民意見への回答及び条例骨子案の検討（9月13日、9月18日、9月27日）を行い、その後は、主として骨子案における個別運用内容、基金についての検討が行われている。12月18日・19日には市民意見交換会を行い、翌平成15年1月14日に行われた第13回検討会議時には原案がまとまり、基金の要綱及び条例の逐条解説について報告されている。同年2月7日・20日には、引き続き条例の逐条解説の検討が行われ、3月24日に浜松市市民協働条例が可決（平成15年4月1日施行）される。翌日の3月25日には、条例の逐条解説の完成と条例制定の報告を経て終結する。平成14年4月23日の第1回府内連絡会から平成15年3月25日までに、様々な会議体が開催されているが最終的にそ

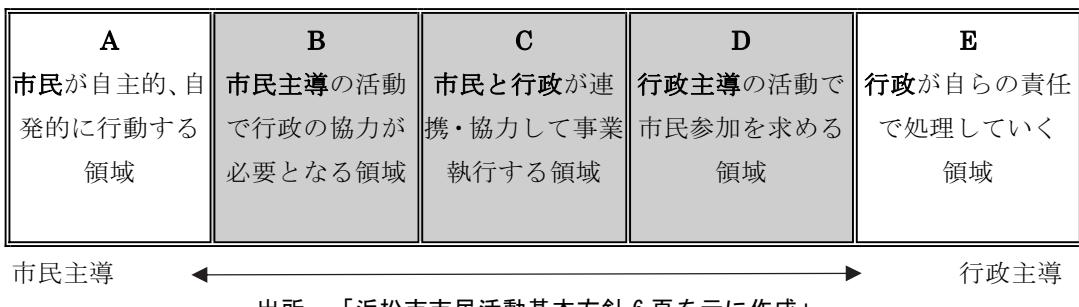
の内訳は、①庁内連絡会 7回、②検討会議 16回、③ワーキング 10回、④市民協働推進会議 3回、⑤タウンミーティング 2回、⑥市民協働推進会議 3回となっている。

浜松市の協働は、上述した浜松市市民活動基本方針（以下基本方針と呼ぶ）の検討に端を発するが、その中では、どのように協働が捉えられているのだろうか。

#### 4.2.2 浜松市市民活動基本指針

浜松市における「協働（コラボレーション）」とは、異なる環境にあるものや、異なる考え方を持ったものが共通の目的に対して活動することで、今までにないものを創り上げていくこと」また、「市民との協働とは、市民と行政が、それぞれの特性を活かし、共通する目的のため、対等なパートナーであることを認識しながら活動すること」とされている（基本方針）。そしてなぜ協働かという理由として、1 多様化する市民生活に対する行政サービスの限界、2 市民と行政の特性を活かした真に豊かなまちづくりの実現、が挙げられている。また協働が謳われた背景には、協働を推進する多くの自治体が挙げているように浜松市においても、阪神淡路大震災におけるボランティア団体の活躍とそれに伴い成立した特定非営利活動促進法の制定（1998年制定）がある。協働のパートナーについては、基本方針では、市民（個人）、ボランティア団体ないし市民活動団体、法人格を取得した NPO を念頭においているようである。市民活動と行政の協働は、その多様性が認められているが、その関係は、以下のように示されている。

図1：協働の領域



左端の A は、市民が自主的、自発的に活動する領域で、右端の E は、行政が自らの責任で処理していく領域とし、残りの B、C、D を協働の領域としている。更に行政との関係性を、市民主導の協働を B、市民と行政が協力・連携する協働を C、行政主導の協働を D の 3 つに分類している。協働については、行政と市民及び団体との完全に対等な協働が可能か？と問われることが少なくない中、浜松市では、条例が制定される前から、上記の 3 つに分類し、すべてが C のような対等な関係に基づく協働で

はないということを想定していたことは注目に値する。浜松市の協働は、地方分権時代において協働の必要性を訴えつつも、市民の領域、市民主導の協働領域、市民と行政の領域（対等）、行政主導の協働領域、行政の領域とに分けているように、市民と行政の関係を協働ありきでない立場をとっているのがわかる。次に条例についてみていくたい。

#### 4.2.3 浜松市協働推進条例の概要

市民協働に関する条例は、参加条例の中に協働の理念や規定を設けているものと、条例の名称そのものに協働という文言を用いて、協働の定義や理念、具体的な活動等について規定しているものとに大別できる。参加条例、協働条例を更に詳細に検討し8つの類型（①自治基本条例型、②参加理念・原則型、③参加総合型、④参加個別型、⑤支援型、⑥参加・支援総合型、⑦コミュニティ型、⑧環境保全・まちづくり、福祉等、個別分野における参加・協働のしくみを定めるもの等）にまとめた大久保（2004）によると浜松市の条例は、参加・支援総合型になる。参加・支援総合型とは、参加協働に関する規定とNPO活動の支援・促進に関する規定を一つにまとめているというものである<sup>4</sup>。

浜松市協働推進条例は、16箇条からなり、それぞれ、第1条：目的、第2条：定義、第3条：基本理念、第4条：市民の役割、第5条：市民活動団体の役割、第6条：事業者の役割、第7条：市の責務、第8条：基本施策、第9条：市民等の市政への参画機会、第10条：市が行う業務への参入機会、第11条：浜松市市民協働推進基金の設置、第12～15条：浜松市市民協働推進委員会、第16条：委任となっている。以下、条文とともにみていきたい。

本条例の目的は、第1条において、「この条例は、市民協働の基礎理念を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、市民協働を推進するために必要な措置を定め、市民、市民活動団体、事業者及び市が協力し、及び連携して公益の増進を図り豊かで活力ある市民団体の地域社会を築くこと」とされている。この条文では、基本方針で直接明示されていなかった事業者が加わっている。その上で、第2条において（1）市民協働、（2）市民活動、（3）市民活動団体、（4）事業者について定義がなされている。（1）の市民協働については、「市民、市民活動団体、事業者及び市が、互いの相違を認識し、市民が望むまちづくりを目指して、多角的及び多元的に取り組むことをいう」と定義されており、市民、市民活動団体、事業者、市の4者において協働が展開されることを想定している。市民活動は、市民及び事業者が営利を目的としない自発的な活動で、社会貢献性をもつものをいう。基本理念は、①互いのパートナーが対等な関係を認識する事、②自主性及び主体性を尊重する事、③互いの情報を共有する事、が書かれている。第4条～6条は、市民・

市民活動団体・事業者の役割についてそれぞれ本条例の基本理念に則り行動することが求められている。事業者の役割においては、逐条解説 2 の中で、経済活動のみにその行動原理をおくのではなく、社会貢献性が求められ、今日の CSR（企業の社会的責任）の観点が盛り込まれている。第 7 条において、市の責務は、市民協働を推進するための環境の整備が謳われ、具体的に、市民に対しては、①協働を推進するために必要な情報の提供、②行政職員に対しては、研修などを通じての意識改革を図るよう務めることが求められている。基本施策として、市民、市民活動団体及び事業者が①市政に参画することができる機会づくり、②互いに支援することができる仕組みづくり、③活動拠点の確保と人材育成、④他市民協働を推進するために必要があると認める事項、が挙げられている。

また、協働を行う上で市民活動団体の多くが資金や人材確保などの運営面で苦慮しているという現状において、本条例では、浜松市市民協働推進基金（以下基金と呼ぶ）を設置している。基金の財源は、市民、市民活動団体及び事業者からの寄付金（寄付金とその利息を含む）を積み立てたものからなり、税金は含まれない。この基金の活用は、あらかじめ市に登録した市民活動団体からの申請に基づき、第 12 条で設置された、浜松市市民協働推進委員会の審査を経て、市民活動団体に必要な資金を助成するもの（逐条解説 3）となっている。その使途は、市の事業の税源として使うではなく、市民活動団体の活動に充てられ補助金の役割をもつ。また基金への寄付者は、税制上の優遇措置を受けることができる。

表 1：国及び浜松市協働関連年表

・ 1998 年 10 月（平成 10 年）	特定非営利活動促進法（NPO 法）
・ 2000 年 4 月（平成 12 年）	地方分権一括法
・ 2002 年 4 月（平成 14 年）	浜松市市民協働センター条例
・ 2003 年 2 月（平成 15 年）	浜松市市民活動基本指針
・ 2003 年 4 月（平成 15 年）	浜松市市民協働推進条例
・ 2006 年 3 月（平成 18 年）（制定年）	静岡県協働ガイドブック
・ 2010 年 3 月（平成 26 年）（制定年）	ふじのくに NPO 活動に関する基本方針
・ 2019 年 7 月（令和元年）	浜松市市民協働を進めるための基本方針

筆者作成 \* 法律及び条例はすべて施行年月。

#### 4.3 協働の担当課

浜松市では、市民部市民協働・地域政策課が市民協働を担当し、事務分掌は以下のようになっている。（1）市民協働に係る施策の企画、調整及び実施に関する事。

（2）地域の振興に関する事。（3）区役所に係る総合調整に関する事。（4）新市建設計画に関する事。（5）中山間地域の振興の総括に関する事。（6）地域住民組織との連絡調整に係る事務の総括に関する事。（7）特定非営利活動法人の認証及び認定特定非営利活動法人の認定等に関する事。（8）地縁による団体の認可の総括に関する事。（9）防犯灯設置維持管理費等の補助に係る事業の総括に関する事。（10）コミュニティの推進に関する事。（11）市域への移住及び定住の促進に関する事。（12）成人式の総括に関する事。（13）区長会議に関する事。

（14）市民協働センターに関する事。（15）市民協働推進委員会に関する事。（16）区協議会の総括に関する事（浜松市事務分掌規則）となっている。行政区単位では、各区にあるまちづくり推進課を中心に市民協働を担当しているが、各協働センターの仕事の中身に応じて、所管の担当課は異なる。

#### 4.4 浜松市市民協働センター

##### 4.4.1 運営形態

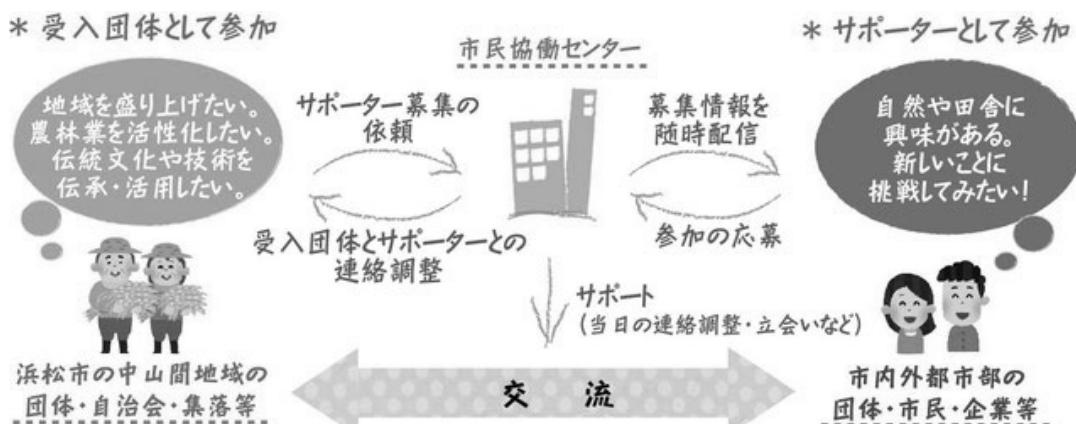
浜松市市民協働センターは、市民協働を促進するための拠点として設置されている。浜松市市民協働センターの前身は、平成14年に開設した、浜松まちづくりセンターであり、その運営は、（財団法人）浜松まちづくり公社が管理委託され行っていた。その後、指定管理者によって運営されている。現在の指定管理の運営は、（株）東海まちづくり研究所（共同事業体代表）、認定NPO法人魅惑的俱楽部（エキゾチッククラブ）、東海ビル管理（株）の3者によって行われている。

##### 4.4.2 役割

浜松市市民協働センターの主な役割は、①市民協働の提案・相談の受付、②市民活動に関する知識の普及及び啓発それに伴う人材の育成、③調査・研究、④施設の提供、⑤市民活動に関する講習会、展示会の開催等である。なお、近年行われている主な事業としてパートナーシップ・ミーティング（Partnership meeting）、企業CSRシンポジウムの開催、NPO団体育成講座、夢創造人（ドリームクリエーター）育成講座、中山間地域交流会等がある。パートナーシップ・ミーティングとは、NPO・企業・行政・学校といった多様な組織が、共により良い社会の創造を目指すことを念頭に「協働のパートナー」を探す機会として毎年1回開かれるものである。企業CSRシンポジウムは、浜松に拠点をおく企業を中心としたCSRの取り組みの説明とその取り組みについて賞を与えるというものである。NPO団体育成講座は、NPOの入門編から、

各種団体の活動内容の紹介やNPOの会計など実務的なものまで幅広い内容で開催している。夢創造人（ドリームクリエーター）育成講座とは、中高生、社会人、シニア世代まで、幅広い世代を対象にボランティア活動や他の団体との交流を通じて地域とのかかわりをもつことで地域人材を育成するものである。中山間地域交流会は、Facebook、Twitter等といった情報を提供することに加え、市民協働センターが仲介になり農作業体験によるボランティア活動や各種イベントの手伝い等を行うことで都市部と中山間地域の懸け橋となっている。

図2：浜松市市民協働センターの中山間地域の交流イメージ



出所：浜松市市民協働センターHPより

#### 4.5 浜松市協働センターの機能と類型

##### 4.5.1 協働センターの設置数

市民協働センターは、42施設ある。そのうち、第1種協働センターは7施設、第2種協働センターは35施設となっている。他には、協働センターという名称ではないがそれに準じる機能をもつふれあいセンターが8施設、市民サービスセンターが9施設ある（各区毎の設置数は表2を参照）。

表2：浜松市協働センター・ふれあいセンター・市民サービスセンター

区	第1種協働センター	第2種協働センター	ふれあいセンター	市民サービスセンター
中区	0	10	0	3
東区	0	5	0	0
西区	1	7	0	0
南区	0	5	0	2
北区	2	3	0	1
浜北区	0	4	0	1
天竜区	4	1	8	2
計	7	35	8	9

出所：浜松市HPを参考に筆者作成

#### 4.5.2 浜松市協働センターの機能

浜松市の協働センターの主な機能は、①窓口サービス、②生涯学習、③地域づくりである。①窓口サービスは、戸籍、住民票の届出・証明書の発行、印鑑登録、税証明、福祉、国民年金、等の一般的な行政手続きを行うことができる。利用できる協働センターは、居住地域に関係なく、各協働センターで利用が可能となっているが、協働センターによって利用できる手続きは異なる（各種の手続きの詳細は、表3を参照）。②生涯学習は、地域住民が「楽しみ」や「生きがい」を見つけるきっかけとなる講座の開催やサークル及び同好会活動<sup>5</sup>のための部屋の貸し出しを行っている。講座は、協働センターが主催で開催するものその他、地域住民の企画による自主講座も開くことができる。本の貸し出しや、体育施設の利用なども可能となっている。③地域づくりについては、その担い手として、協働センターには、地域活動をサポートするコミュニティ担当職員（通称「コミ担」）がいる。例えば、地域の声を聞いて、その声を事業化したり、地域住民との対話の中から地域固有の課題を発見したりとコミ担の活動は様々である。更に、各協働センターには、地域住民が自由に利用できる「市民協働スペース」を設けており、打ち合わせなどに利用することができる。但し浜松市の協働センターは、上述した協働センターの種類によってその機能は異なる。第1種協働センターは、区役所となっていない合併前の旧町村役場が元であることから、最も大きな機能をもつ。防災に関する相談や補助金の申請に加え、一部の第1種協働センターにおいては、第2種協働センターで行えない身体障害者手帳の交付や特別障害者手当の申請といった福祉に関する手続きや県・市収入証紙の販売、行政財産の使用許可に

に関する申請等が可能となっている。その他の、市民サービスセンターは、上記3つの機能のうち、窓口サービスのみを取り扱う。ふれあいセンターは、窓口サービスと生涯学習を取り扱っている。

表3：浜松市協働センター及びふれあい・市民サービスセンターの手続き一覧

項目	内容	協働センター (第1種)			協働センター (第2種)		ふ れ あ い セ ン タ ー	市民サービス センタ ー	
		舞 版	引 佐 ・ 三 ヶ 日	水 窪 ・ 龍 山	春 野 ・ 佐 久 間	右 記 以 外	北 浜 南 部 ・ 浜 名	右 記 以 外	赤 佐 ・ 龍 山 北
住民票 ・戸籍 ・印鑑証明など	住民票	転入、転出転居など住民の異動届出	○	○	○	○	○	○	○
		住民票の写しの交付請求 ②	○	○	○	○	○	○	○
		通知カード再交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	戸籍	出生、婚姻、死亡の届出	○	○	○	○	○	○	○
		戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）の交付申請 ③	○	○	○	○	○	○	○
		除籍全部（個人）事項証明書（除籍謄抄本）の交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	印鑑証明	身分証明書の交付申請	○	○	○	○	○	○	○
		印鑑登録の申請	○	○	○	○	○	○	○
		印鑑登録証明書の交付申請 ④	○	○	○	○	○	○	○
	埋火葬許可	埋火葬、斎場利用許可の申請	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険、 後期高齢者医療、 国民年金、 介護保険	国民健康保険	国民健康保険の加入・脱退の届け出	○	○	○	○	○	○	○
		被保険者証の再交付申請	○	○	○	○	○	○	○
		治療用器具の療養費支給申請	○	○	○	○	○	○	○
		高額療養費支給申請	○	○	○	○	○	○	○
		出産育児一時金の支給申請	○	○	○	○	○	○	○
		葬祭費の支給申請	○	○	○	○	○	○	○
	後期高齢者医療	治療用器具の療養費支給申請	○	○	○	○	○	○	○
		被保険者証の再交付申請	○	○	○	○	○	○	○
		国民年金の資格の取得・喪失などの届出	○	○	○	○	○	○	○
	国民年金	国民年金の資格の取得・喪失などの届出	○	○	○	○	○	○	○
		年金手帳の再交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	介護保険	要介護認定・要支援認定申請	○	○	○	○	○	○	○
		高額介護サービス費の支給申請	○	○	○	○	○	○	○
		介護保険料の納付手続き	○	○					
福祉	児童福祉	児童手当の申請	○	○	○	○	○	○	○
		乳幼児医療受給者証交付申請	○	○	○	○	○	○	○
		小・中学生医療費受給者証交付申請	○	○	○	○	○	○	○
		母子家庭等医療費助成金支給申請	○	○	○	○	○	○	○
	障害福祉	重度心身障害者医療費の助成申請	○	○	○	○	○	○	○
		自立支援医療費の助成申請			○				
		精神障害者入院医療費の助成申請			○				
		身体障害者手帳の交付申請			○	○			
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付申請			○				
		特別障害者手当の申請			○				
		特別児童扶養手当の申請			○				
	高齢者福祉	バス・タクシー券の交付申請（龍山北市民サービスセンター除く）	○	○	○	○	○	○	○
		補助具の交付・修理の申請			○				
		日常生活用具費助成申請（引佐、三ヶ日はトマトの申請のみ）		○	○				

項目	内容	協働センター(第1種)			協働センター(第2種)		ふれあいセンター	市民サービスセンター	
		舞阪	引佐・三ヶ日	水窪・龍山	春野・佐久間	右記以外		右記以外	赤佐・龍山北
市の税金	税証明	○	○	○	○	○	○	○	○
	原動機付自転車・小型特殊自動車	○	○	○	○	○	○	○	○
	土地台帳等の閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○
ごみ・リサイクル	ごみの相談	○	○	○	○	○	○	○	○
	連絡ごみ	○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物回収協力金	○	○	○	○	○	○	○	○
防災	防災	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○
教育	転入学	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	合併等に伴う証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
	住居表示	○	○	○	○	○	○	○	○
	県・市収入証紙	○	○	○	○	○	○	○	○
	自治会への補助	○	○	○	○	○	○	○	○
	地縁団体	○	○	○	○	○	○	○	○
	仮ナンバー	○	○	○	○	○	○	○	○
	市有財産貸付	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域力向上事業	○	○	○	○	○	○	○	○

②：コンビニで証明書の交付を受けることが可能な申請（利用には、利用者証明用電子証明書が掲載されたマイナバーカード、利用者証明用電子証明書の暗証番号が必要）＊税証明については、個人の市・県民税の所得証明書（児童手当用・児童扶養手当を除く）と課税証明書のみ

出典：広報はままつ2017年9月号、浜松HPをもとに筆者作成

## 5. おわりに

本稿では、浜松市の協働推進条例と制度としての協働として、浜松市市民協働センターと協働センターについて説明を行ってきた。そこでわかったことは、第1に、浜松市の協働推進条例のタイプは、大久保の整理でいうところの参加・支援総合型であるということがわかった。都道府県では、参加協働に関する規定を「協働指針」とし、協働の支援に関する規定を「協働（事業）マニュアル」として、それぞれ独立して策定しているケースが目立つが、浜松市の協働推進条例では、参加協働に関する規定とNPO活動の支援・促進に関する規定をゆるやかに一つにまとめているという点である。第2に、協働の支援促進の具体的な支援を行う組織として、浜松市市民協働センターがあることがわかった。大都市の多くは、協働センターやNPOセンターという形で、協働の支援や情報提供、啓発活動を行っているが、この点は、浜松市においても同様のことがいえる。第3に、協働センターの数と機能についてである。まず、協働の数は、類似の機能を持つふれあいセンターや市民サービスセンターも含めると59ものセンターが存在する。これは、他の政令指定都市と比較しても、かなり多いことがわかった。このことは、浜松市の面積が全国で2番目であることと、市町村合併と政令指定都市の移行に伴い旧自治体の行政管理機能を手続き面に関して引き継いだ結果であろう。機能面については、手続き以外にも、生涯学習や地域づくりがあり、先の浜松市市民協働センターの持つ役割のミニ版であり実践を行う機関という印象を受けた。

浜松市の協働は、浜松市協働推進条例、浜松市市民活動基本方針、浜松市市民協働センター、浜松市協働センター、浜松市協働センターに準ずる機能を持つ市民サービスセンター、ふれあいセンターによって成り立っているのがわかった。今後は、協働の実態を解明するために、市民や市民団体、企業が浜松市市民協働センター及び各市民協働センターとどのような接点を持ち、協働が実践されているかについて、関係者へのヒアリングを通して検討することを課題としたい。

<sup>1</sup> 都道府県の協働に関する取り組みは、小田切（2014：8—9頁）の整理に基づいている。

<sup>2</sup> 協働条例については、大阪大学大学院法学研究科グリーンアクセスプロジェクトのデータベースを使用している。

<sup>3</sup> 委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員8名の計10名から構成されている。委員長は、学識経験者（大学教授）、副委員長は、市民運動の会 委員の内訳は、各団体代表4名と公募委員4名となっている。

<sup>4</sup> 協働条例の類型については、大久保（2004：25—35）の整理に依拠している。

<sup>5</sup> 浜松市生涯学習ハンドガイドによると、同好会の分類は、①文学、②美術・工芸、③、語学、④話し方、⑤朗読、読書、⑥史学、⑦囲碁、将棋、⑧茶道、⑨手芸、⑩マナー、⑪書、⑫料理、⑬福祉、⑭奉仕（ボランティア）、⑮コンピュータ、⑯健康、⑰スポーツ、⑱音楽、⑲舞踊・舞踊、

②演劇、②子ども・親子、②植物栽培・観賞、③その他の計 23 種類ある。これらの活動は、協働センター、ふれあいセンターの他、各ホールや文化センター等も含まれる。

### 【引用・参考文献】

- ・荒木昭次郎『参加と協働』、東海大学出版会、1991 年。
- ・大久保規子「市民参加・協働条例の現状と課題」『公共政策研究』第 4 号、2004 年、24–37 頁。
- ・『広報はまつ』2017 年 9 月号。
- ・小田切康彦『行政－市民間協働の効用』法律文化社、2014 年。
- ・世古一穂『協働のデザイン』学芸出版社、2001 年。
- ・林沼敏弘「自治体における参加と協働の概念」『政策実施の理論と実像』、ミネルヴァ書房、2016 年、139–159 頁。
- ・森啓『「協働」の思想と体制』公人の友社、2003 年。
- ・浜松市市民部創造都市・文化振興課『浜松生涯学習ハンドガイド』、令和 2 年 4 月。

### 【ホームページ】

- ・大阪大学大学院法学研究科グリーンアクセスプロジェクト  
<http://greenaccess.law.osaka-u.ac.jp/law/jorei/list> 最終アクセス 2020 年 12 月 20 日
- ・箕面市市民参加条例／箕面市（minoh.lg.jp）  
[https://www.city.minoh.lg.jp/siminservice/sanka\\_jyorei.html](https://www.city.minoh.lg.jp/siminservice/sanka_jyorei.html) 最終アクセス 2021 年 1 月 19 日
- ・浜松市ホームページ  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/> 最終アクセス 2021 年 1 月 19 日
- ・浜松市市民活動基本方針  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminkyodo/civil/kyoudou/documents/kihonshishin.pdf> 最終アクセス 2021 年 1 月 19 日
- ・市民協働推進条例逐条解説 2／浜松市（city.hamamatsu.shizuoka.jp）  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminkyodo/civil/kyoudou/jyourei/chikujyou2.html> 最終アクセス 2021 年 1 月 19 日  
市民協働推進条例逐条解説 3／浜松市（city.hamamatsu.shizuoka.jp）  
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminkyodo/civil/kyoudou/jyourei/chikujyou3.html> 最終アクセス 2021 年 1 月 19 日
- ・浜松市市民協働センターホームページ  
<https://www.machien-hamamatsu.jp/> 最終アクセス 2021 年 1 月 19 日

- ・内閣府 NPO ホームページ : <https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-seni> 最終アクセス 12月 21日
- ・日本 NPO センターホームページ : [https://www.jnpoc.ne.jp/?page\\_id=215#a01](https://www.jnpoc.ne.jp/?page_id=215#a01) 最終アクセス 12月 20日